

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------------------|--|--|
| 奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則 | 他の任命権者との標準的な職の均衡を図る必要が生じたため、所要の改正をしようとするものである。 | <p>1 改正内容 学校事務職員及び学校栄養職員等の職制上の段階に応じた標準的な職について整備する。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）

二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第九号中「第三十一条の六第一項第二号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事」を「第三十一条の七第一項第二号から第四号までに規定する職、同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び同項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。」に改め、同項第二欄第十号中「第三十一条の六第一項第九号に規定する学校司書」を「第三十一条の七第一項第五号及び第六号に規定する職、同項第八号に規定する主事並びに同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）」に改め、同項第二欄第十一号中「第三十一条の六第一項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。」に改め、同項第二欄第十二号中「第三十一条の六第一項第十二号から第十五号までに規定する職」を「第三十一条の七第一項第十二号に規定する指導技能員」に改め、同項第三欄中「事務職員」を「係長」に、「学校司書」を「主事」に、「学校栄養職員」を「技師」に、「技能員」を「指導技能員」に改め、同項に次のように加える。

| | |
|---|-----|
| 十三 規則第三十一条の七第一項第十三号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階 | 技能員 |
|---|-----|

| | |
|---|------|
| 六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員の属する職制上の段階 | 事務職員 |
|---|------|

第一条の表二の項中

七 法第三十七条第二項、第四十九条において準

用する第三十七条第一項及び第六十条第一項の規定により置かれる学校栄養職員の属する職制上の段階

学校栄養

員

六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）並びに法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表二の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階

六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）並びに法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

係長

七 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

主事

に改め

職

を

八 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

技師

制上の段階

る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| （職務に係る標準的な職） | |
| 第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。 | 第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。 |
| 職務の種類 | 職制上の段階 |
| 一 県立学校 校職員が 行う職務 九 法第四十九条 において準用す る第三十七条第 一項、第六十条 第一項並びに第 八十二条におい て準用する第二 十七条第一項、 第八十二条にお いて準用する第 三十七条第一項、 第八十二条にお いて準用する第 四十九条におい て準用する第三 十七条第一項及 び第八十二条に | 一～八 略 |
| 係長 | 略 |
| 職務の種類 | 職制上の段階 |
| 一 県立学校 校職員が 行う職務 九 法第四十九条 において準用す る第三十七条第 一項、第六十条 第一項並びに第 八十二条におい て準用する第二 十七条第一項、 第八十二条にお いて準用する第 三十七条第一項、 第八十二条にお いて準用する第 四十九条におい て準用する第三 十七条第一項及 び第八十二条に | 一～八 略 |
| 事務職員 | 略 |

改 正 案

現 行

| | | | |
|------|--|--|---|
| | | おいて準用する 第六十条第一項 に規定する事務 職員のうち、規 則第三十一条の 七第一項第二号 から第四号まで に規定する職、 同項第九号に規 定する学校司書 （行政職給料表 の適用を受けて いる者でその属 する職務の級が 四級であるもの に限る。）及び 同項第十一号に 規定する学校栄 養士（医療職給 料表二）の適用を 受けている者で その属する職務 の級が五級であ るものに限る。 」の属する職制 上の段階 | おいて準用する 第六十条第一項 に規定する事務 職員のうち、規 則第三十一条の 六第一項第二号 から第六号まで に規定する職及 び同項第八号に 規定する主事の 属する職制上の 規定する職制上の 段階 |
| 主事 | | | |
| | | | |
| 学校司書 | | | |

改
正
案

現
行

| | |
|---|--|
| 条第二項及び第 六十條第二項の 規定により置か れる学校栄養職 員（医療職給料 表二）の適用を受 けている者でそ の属する職務の 級が四級以下で あるものに限る。 ）の属する職制 上の段階 | |
|---|--|

| | |
|---|--|
| 条第二項及び第 六十條第二項の 規定により置か れる学校栄養職 員の属する職制 上の段階 | |
|---|--|

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第 号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第九号中「第三十一条の六第一項第二号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事」を「第三十一条の七第一項第二号から第四号までに規定する職、同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び同項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。」に改め、同項第二欄第十号中「第三十一条の六第一項第九号に規定する学校司書」を「第三十一条の七第一項第五号及び第六号に規定する職、同項第八号に規定する主事並びに同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）」に改め、同項第二欄第十一号中「第三十一条の六第一項第十一号に規定する学校栄養士」を「第三十一条の七第一項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。」に改め、同項第二欄第十二号中「第三十一条の六第一項第十二号から第十五号までに規定する職」を「第三十一条の七第一項第十二号に規定する指導技能員」に改め、同項第三欄中「事務職員」を「係長」に、「学校司書」を「主事」に、「学校栄養職員」を「技師」に、「技能員」を「指導技能員」に改め、同項に次のように加える。

十三 規則第三十一条の七第一項第十三号から第

十五号までに規定する職の属する職制上の段階

技能員

第一条の表二の項中

六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員の属する職制上の段階

七 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員の属する職制

学校栄養員

事務職員

上の段階

六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に

規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）並びに法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第一項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表二の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階

係長

を

職

| | | | |
|---|---|----|-----|
| 八 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階 | 七 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階 | 主事 | に改め |
| 技師 | | | |

用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。